

# 学校施設開放に関して

学校施設（体育館・グラウンド等）の開放は7月15日より、下記の対策をとり（順次）再開します。

## ① 3密（密集・密接・密閉）を避ける。

- (1) 定期的な換気を行う。
- (2) ソーシャルディスタンス（人との間隔を2 m以上空けるなど）の配慮をする。
- (3) 団体の代表者は、使用者全員の状況について名簿等で把握すること。また、必要に応じて教育委員会等に提出すること。（保健所等による聞き取り調査に対応するため。）

## ② 使用者にお願いすること。

- (1) 手洗いや手指消毒を徹底すること。
- (2) 使用前に検温を実施し、代表者に報告すること。また、発熱等の症状がある場合は使用を控えること。
- (3) 運動実施中以外はマスクを着用すること。また、熱中症の恐れがあるため、マスクの脱着は適宜判断すること。
- (4) 身体接触が伴う運動は、控えること。
- (5) 大きな声での会話や、掛け声等は控えること。
- (6) 学校使用終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発した場合、または濃厚接触者となった場合には、速やかに教育委員会へ報告すること。
- (7) 使用しない器具には、極力触れないこと。
- (8) 使用者間で、濃厚接触になり得る行動は控えること。
- (9) タオル等は、各自で持参し共用しないこと。
- (10) 飲料は、各自で持参すること。
- (11) 使用時に発生したゴミ等はすべて持ち帰ること。
- (12) 便所内の便座含む触れた場所すべての消毒をすること。

## ③ 体育館等の屋内施設の使用についてお願いすること

- (1) 更衣室内は、間隔をあけて使用すること。
- (2) 支柱及びゴール、モップ等の備品は、使用后それぞれ消毒を徹底すること。
- (3) 体育館内の照明スイッチ・各種ドアノブ・警備スイッチ等は、使用后それぞれ消毒を徹底すること。

## ④ グラウンド等の屋外施設の使用についてお願いすること

- (1) トンボ等の備品は、使用后それぞれ消毒を徹底すること。
- (2) 運動場のトイレの照明スイッチ・各種ドアノブ等は、使用后それぞれ消毒を徹底すること。

◎ 教育委員会の指示及び上記事項を遵守しない場合は、学校の生徒や他の使用者安全を確保する等の観点から予約の取消し及び途中退場を求める場合があります。

◎ 今後、各学校の児童・生徒及び学校施設使用者の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合については、開放を中止します。また、精華町に限らず近隣市町村、京都府及び奈良県内における新たな感染者の発生状況次第によっては、開放を中止する場合があります。